4　この法律の施行前に一般社団法人又は一般財団法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（旧一般社団・財団法人法第百十一条第一項（旧一般社団・財団法人法第百九十八条において準用する場合を含む。）に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新一般社団・財団法人法第百十八条の三（新一般社団・財団法人法第百九十八条の二において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

5　前条の規定による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（信託法の一部改正）

第十七条　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二百四十七条中「第三項を除く。）、第十八条」及び「、第二十条第一項及び第二項」を削る。

第二章　内閣官房関係

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第十八条　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条」を「第五十五条」に、「第五十九条」を「第五十六条」に、「第六十条」を「第五十七条」に改める。

第五十一条及び第五十二条を削り、第五十三条を第五十一条とし、第五十四条から第五十六条までを二条ずつ繰り上げ、第五十七条を削る。

第五十八条中「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十九条から第五十二条まで」を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、「（同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。）」及び「、「本店」とあるのは「主たる事務所」と」を削り、「「事務所」と」の下に「、同法第十二条の二第五項中「営業所（会社にあつては、本店）」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と」を、「選任された者」と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第五十五条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第百四十五条」と」を加え、同条を第五十五条とする。

第五十九条第二項中「第四十七条第一項第四号及び第五十四条第二項第二号」を「第四十七条第一項及び第五十二条第二項」に、「これらの規定」を「第四十七条第一項第四号及び第五十二条第二項第二号」に改め、第三章第二節中同条を第五十六条とする。

第六十条第六号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、第四章中同条を第五十七条とする。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　附則第二号に掲げる規定の施行の日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の規定の適用については、同条中「規定中」とあるのは「規定（同法第十二条の二第五項及び同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。）中」と、「本店」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「本店」と、「第五十五条」とあるのは「第五十八条」とする。

2　前項に定めるもののほか、前条の規定による職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（日本郵政株式会社法及び日本郵便株式会社法の一部改正）

第二十条　次に掲げる法律の規定中「株式交付」の下に「若しくは株式交付」を加える。

一　日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第八条第一項及び第二十一条第三号

二　日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第九条第一項及び第二十三条第四号

第三章　内閣府関係

第一節　本府関係

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正）

第二十一条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「株式交付」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第五十六条第二項中「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第六十四条及び第九十三条第一号中「株式交付」の下に「若しくは株式交付」を加える。

附則第四条第一項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改め、同項第一号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正）

第二十二条　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第六項中「及び従たる事務所」を削る。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十三条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第百六条第一項中「その主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第二百一条第一項中「第二百十八条の規定による改正後の」を削り、「新法人格付与法」を「法人格付与法」に改め、同条第二項中「新法人格付与法第五十三条」を「法人格付与法第五十一条」に改める。

第二百八条第一項中「新法人格付与法」を「法人格付与法」に改め、同条第二項中「新法人格付与法第五十三条」を「法人格付与法第五十一条」に改める。

第二百十九条の見出しを「（法人格付与法の一部改正に伴う経過措置）」に改め、同条中「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」を「法人格付与法」に、「新法人格付与法第五十三条」を「法人格付与法第五十一条」に改める。

第二節　金融庁関係

（無尽業法の一部改正）

第二十四条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条第四項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

（金融商品取引法の一部改正）

第二十五条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第十一号中「若しくは株式移転」を「、株式移転若しくは株式交付」に改める。

第三十六条の四第一項中「社債管理者」の下に「、同法第七百十四条の二に規定する社債管理補助者」を加える。

第八十九条の三を次のように改める。

第八十九条の三　削除

第八十九条の四第二項を削る。